

東北公益文科大学共同研究に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東北公益文科大学（以下「本学」という。）における民間企業等学外の機関（以下「学外機関」という。）との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共同研究」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 本学において、学外機関から研究者及び研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を受け入れる、又は研究経費のみを受け入れることにより、当該学外機関の研究者と共通の課題について共同して行う研究
 - (2) 本学及び学外機関において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、学外機関から研究者及び研究経費を受け入れる、又は研究経費のみを受け入れることにより行う研究
- 2 この要綱において「学外共同研究員」とは、学外機関において現に研究業務に従事しており、共同研究の遂行のため、在職のまま本学に派遣される者をいう。
- 3 この要綱において「研究代表者」とは、当該共同研究を統括する本学の教育職員をいう。
- 4 この要綱において「直接経費」とは、共同研究の遂行のため、特に必要となる謝金、旅費、消耗品等の直接的な経費をいい、「間接経費」とは、共同研究に関連し、直接経費以外に必要なとなる経費をいう。

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果が期待できる場合に限り受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第4条 共同研究の受入れに当たっては、次の各号に定める条件を付するものとする。

- (1) 共同研究は、学外機関が一方的に中止することができないこと。
 - (2) 共同研究の実施に伴い知的財産権が生じた場合には、本学及び学外機関の双方とも速やかに相手方に通知し、権利等について協議すること。
 - (3) 受け入れた研究経費により取得した設備等は、返還しないこと。
 - (4) やむを得ない理由により共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学はその責を負わないこと。この場合において、受け入れた研究経費に不用が生じたときは、学外機関の請求により不用となった額を返還すること。
- 2 前項各号に定めるもののほか、学長又は学部長及び研究科長（以下「学部長等」という。）は、特に必要と認められる条件を付することができる。

(共同研究における設備等の取扱い等)

第5条 本学は、その施設・設備を本来の教育研究に支障ない範囲で、共同研究の用に供する。

- 2 学外機関は、研究の遂行上必要な場合、その所有する設備・備品等は無償で本学に設置し、共同研究の用に供することができる。

- 3 受け入れた研究経費により、研究の遂行上新たに取得した設備等は、本学に帰属するものとする。ただし、第2条第1項第2号に規定する共同研究の遂行上、学外機関において新たに取得した設備等は、当該学外機関に帰属するものとする。
- 4 研究代表者は、共同研究の遂行上必要な場合には、学外機関の施設において研究を行うことができる。
- 5 研究代表者が前項の施設で研究を行う場合は、旅行命令権者は、研究用務遂行のための旅行命令を発するものとする。

(共同研究に要する経費)

第6条 学外機関は、共同研究の遂行のために必要な直接経費及び間接経費を負担するものとする。

- 2 学外機関は、第2条第1項第2号に規定する共同研究において、前項の経費のほか、当該学外機関における研究に要する経費を負担するものとする。
- 3 間接経費は、直接経費の10パーセントに相当する額とする。ただし、学長が必要と認める場合には、異なる額とすることができる。

(共同研究の申請)

第7条 共同研究を実施しようとする学外機関は、本学との共同研究申請書（別紙第1号様式）を、学長に提出しなければならない。

- 2 共同研究を実施しようとする研究代表者は、学外機関との共同研究実施申請書（別紙第2号様式）を学長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第8条 共同研究の受入れは、学部長等の意見を聴いて、学長が決定する。

- 2 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、学外機関の長、研究代表者及び学部長等に共同研究受入決定通知書（別紙第3号様式）により通知するものとする。

(共同研究契約の締結等)

第9条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、速やかに当該学外機関との共同研究契約書（別紙第4号様式）により共同研究契約を締結しなければならない。

- 2 共同研究契約書には、原則として次の各号に定める事項が記載されていなければならない。

- (1) 共同研究の経費に関する事項
- (2) 共同研究の中止に関する事項
- (3) 共同研究の実施に伴い生じた知的財産権に関する事項

- 3 学長は、共同研究契約を締結したときは、研究代表者及び学部長等に共同研究契約締結通知書（別紙第5号様式）により通知するものとする。

(中止、延長等)

第10条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由が生じた場合には、研究代表者は学外機関と協議の上、共同研究の中止又は研究期間の延長等の変更について、学部長等を經由し学長に共同研究変更申請書（別紙第6号様式）により申し出るものとする。

- 2 学長は、前項の申出がやむを得ないと認めるときは、変更を決定し、学外機関の長、研究代表者及び学部長等に共同研究変更決定通知書（別紙第7号様式）により通知するものとする。

(共同研究契約の変更等)

第 11 条 学長は、共同研究の変更を決定したときは、速やかに当該学外機関と共同研究の変更契約を締結しなければならない。

2 前項の変更契約は、学長と学外機関の長が協議し、定めるところによる。

3 学長は、前項の変更契約を締結したときは、研究代表者及び学部長等に共同研究契約締結通知書（別紙第 5 号様式）により通知するものとする。

(共同研究の完了又は中止に伴う研究経費の取扱い)

第 12 条 共同研究の完了又は第 11 条第 2 項の規定により共同研究を変更した場合において、学外機関から納付された研究経費の額に不用が生じたときは、学外機関の長の請求により不用となった額を返還するものとする。この場合において、第 5 条第 2 項の設備があるときは、研究の完了又は中止の時点の状態で速やかに当該設備の返還を行うものとする。

(共同研究の完了報告等)

第 13 条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書（別紙第 8 号様式）により、遅滞なく学部長等を経由して学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、速やかに学外機関の長に共同研究完了通知書（別紙第 9 号様式）によりその旨を通知するものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項及び申請書等必要な各種様式は、学長が別に定める。ただし、共同研究の受入に係る目的及び条件等の審議については、学部長等の定めによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。